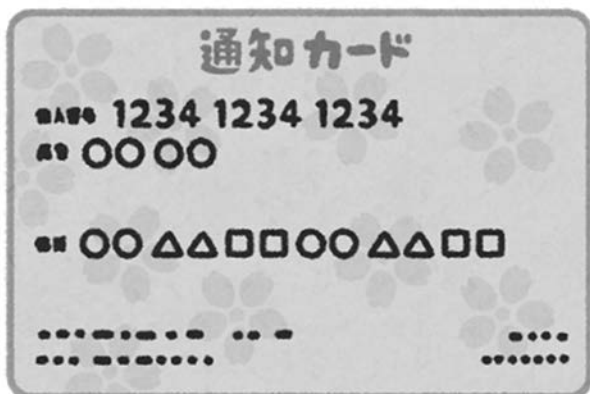


引っ越しの際は、 住所の異動手続きを忘れずに！

○住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

住民の皆さまに送付している
マイナンバーの「通知カード」

(おもて面)



身分証明書となる
「マイナンバーカード」
(個人番号カード)

(おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！
(法律上の義務です)

入学・就職・転勤などによる引っ越しで、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！

(転出届・転入届・転居届など)

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の
市区町村

〈転出前に〉
転出届を提出して
転出証明書を受け取る



引越先の
市区町村

〈転入した日から14日以内に〉
転出証明書を添えて
転入届を提出

◎同一の市区町村で転居される場合

お住まいの
市区町村

〈転居した日から14日以内に〉
転居届を提出

◆マイナンバーの「通知カード」、

「マイナンバーカード」(個人番号カード)、
「住民基本台帳カード」の住所変更の
届出もお忘れなく！

※正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。



お問い合わせ先

町民課町民生活グループ (戸籍年金担当)

☎ 25-2157